

草総発第 号
令和 6 年 月 日

草津市議会議長
山 元 宏 和 様

草津市長 橋 川 渉

議員質問対応調書について（回答）

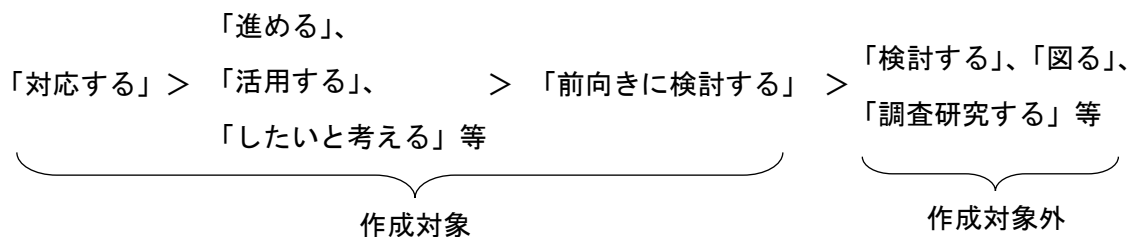
このことについて、令和 5 年 6 月 3 0 日付け草議発第 2 5 5 号で提出のあった議会
運営委員会調査研究結果報告書における議員質問対応調書について、別添のとおり回
答いたします。

議員質問対応調書（以下「対応調書」という。）の取扱いについて

1 作成範囲

市議会本会議において、「対応する」または「前向きに検討する」旨答弁した事項（到達点がある表現に限る。）について、対応調書を作成し、ホームページにおいて公表する。

事業実施の方向性



対応調書の作成範囲は、本会議での質問（再質問を含む）に対する答弁の全てを対象とする。

2 管理期間等

(1) 管理期間

対応調書はホームページ公表から1年以内を目途に「対応済」「対応困難」「継続検討」の結論を出し、その後約1年間は掲載期間とする。なお、「継続検討」は、「対応済」「対応困難」の結論に至るまでは延長する。

(2) 公表時期

答弁した議会の次期定例会開会日までに市ホームページにおいて公表する。
その後は、更新がある場合は、定例市議会開会日毎に行う。

(3) 注意事項

原則、議会毎の更新を行うが、議会開会日から次期定例会開会日までの間が、2か月未満の場合は、次期定例会の次の定例会で更新する。

議員質問への対応調書

年 月____市議会	会派名			担当部	
	議員名			担当課	
質問・答弁月日					
質問形態	代表	一般			
質問事項					
【質問要旨】					
【答弁要旨】					
【対応方針・進捗状況】					
■ 対応方針					
■ 進捗状況					
更新日：					